

答 申 個 第 6 6 号

平成28年12月26日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成27年12月1日付け西区窓第77号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

市民窓口課長に直接申出した申出書の却下処分事案 (諮問個第99号)



## 1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示請求却下処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

<請求内容>

1. H27.9月中旬ごろ、市窓課の●●氏に文書に書いて直接申出しました。裁判所に提出した証拠に基づいて（甲号証を読んでもいただきました。内容は再製の相談を不正の要望とねつ造したものでした）
2. 上記申出書（撤回を求めました）を理由もいわずに、又謝罪もなしに市民に局留で郵送しました。（H27.9.29局に確認したら、返却済だと私は知りました。）
3. つきましては、上記文書を封筒ごと情報公開して下さい。

- (2) 実施機関は、平成27年10月23日付けで、開示請求された個人情報が請求の対象とならない個人情報であるため、個人情報開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）をし、その旨を異議申立人に通知した。

- (3) 異議申立人は、平成27年11月2日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）について

本件文書は、異議申立人が作成し、西京区役所区民部市民窓口課において、市民窓口課長に渡した文書について、異議申立人に対して京都樫原郵便局留めで送付する旨の連絡をしたうえで郵送したものである。

なお、異議申立人が保管期間内に受領しなかったため、差出人（実施機関）宛てに返送されている。

(2) 本件請求を個人情報開示請求却下処分としている理由について

本件文書は、異議申立人が提起している裁判に係る大阪高等裁判所宛での追加証拠説明及び西京区役所御意見箱への「御意見」であり、所管外の文書であるため郵送した。

実施機関として、所管外の文書であるため受け取る理由がないと判断したものであり、郵送した時点で組織的に用いる文書でないことは明らかである。

個人情報開示請求の対象となる公文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」、及び組織共用文書の二つの要件を満たす必要があるが、本件文書は組織共用性の要件を満たさないため、公文書ではない。

したがって、本件文書は、条例に規定する公文書ではないため、本件処分を行ったものである。

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 情報担当者は開示請求を受付けてくれた。

(2) 2～3日前に相談した情報担当者は郵便局にまだあるので、西京区は不存在で回答すると説明し、西京区に返却されたところに請求するように教示した。[すなわち、請求対象外だという判断ではなかった。]

(3) メモでも公用文書で情報公開の対象となるらしいので、第2部会の判断(説明)を聞きたい。西京区の現職は、自称文章の理解力がないと言ったので、彼では無理だと思います。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、異議申立人が作成し、西京区役所区民部市民窓口課において、市民窓口課長に渡した文書であり、実施機関が異議申立人に返送する旨の連絡をしたうえで、異議申立人への郵便物の送付先である京都樫原郵便局留めで郵送したものであると認められる。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、本件文書及び本件処分について次のように主張している。

本件文書は、異議申立人が提起している裁判に係る大阪高等裁判所宛での追加証拠説明及び西京区役所御意見箱への「御意見」であり、所管外の文書であるため郵送されたものである。

実施機関として、所管外の文書であるため受け取る理由がないと判断し、郵送したものであり、

組織的に用いる文書でないことは明らかである。

個人情報開示請求の対象となる公文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」、及び組織共用文書の二つの要件を満たす必要があるが、本件文書は組織共用性の要件を満たさないため、公文書ではない。

したがって、本件文書は、条例に規定する公文書ではないため、本件処分を行ったものである。

イ これに対して、異議申立人は、「メモでも公用文書で情報公開の対象となるらしいので、第2部会の判断（説明）を聞きたい。」と主張している。

ウ 個人情報開示請求の対象となる個人情報は、公文書に記録されている個人情報である。条例第2条において規定されている「公文書」とは、実施機関の職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

エ 実施機関に確認したところ、本件文書は、異議申立人が提起している裁判に係る大阪高等裁判所宛での追加証拠説明及び、西京区役所が市民からの意見を求めるために作成している用紙が使われているものの、その類の内容ではないものであり、実施機関の所管外の文書であるとのことであった。また、実施機関が本件文書を異議申立人に対して返送していることから、当該実施機関の職員等が組織的に用いる文書ではないと推定される。

オ したがって、本件文書は、条例に定める公文書に該当せず、本件請求が適法でないとして本件処分を行ったとする実施機関の主張に特に不自然なところはない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

#### 1 審議の経過

平成27年12月 1日 諮問

平成28年 1月 4日 実施機関からの理由説明書の提出

11月21日 審議（平成28年度第6回会議）

12月26日 審議（平成28年度第7回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要ないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

#### 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）